

貴重図書閲覧利用の考察

— マイクロフィルム化の観点から —

渡 部 晋太郎

1. 関西大学図書館における貴重図書

多くの大学図書館において、単に学習用の図書だけでなく、いわゆる貴重図書と呼ばれ、その大学の宝として大切に保管されている書物がある。関西大学図書館についてもその例外ではなく、総合図書館3階にある湿度・気温が調整できる貴重書庫及び準貴重書庫に約1万冊の貴重図書及び準貴重図書が収められている。

この貴重図書及び準貴重図書は「関西大学図書館利用規程」第8条で定める第5種図書に当るものであるが、その具体的な選別の基準は「貴重図書及び準貴重図書指定基準」において次のように定められている。

貴重図書及び準貴重図書指定基準

関西大学図書館閲覧及び帯出規程第3条第5種に規定する図書の指定は、次の基準による。

第1 貴重図書

1 和 書

- ① 慶長（1614年）以前の刊本及び写本
- ② 元和（1615年）以降の刊本又は写本のうち、伝本が稀少で資料的価値の高いもの、又は名家の書入れ等により特に資料的価値を有するもの

2 中国書等

- ① 明代嘉靖（1566年）以前の刊本及び写本
- ② 明代隆慶（1567年）以降の刊本又は写本のうち、伝本が稀少で資料的価値の高いもの、又は名家の書入れ等により特に資料的価値を有するもの

3 洋 書

- ① 1800年以前の刊本及び写本
- ② 1801年以降の刊本又は写本のうち、伝本が稀少で資料的価値の高いもの、又は名家の書入れ等により特に資料的価値を有するもの

4 名家自筆の稿本及び書簡の類

5 公の記録、若しくは公の文書の原本又はこれに準ずるもので、資料的価値の高いもの

6 錦絵、版画、双六、拓本、古地図及び図版その他1枚ものの類のうち、特に資料的・芸術的価値が高く、かつ稀少なもの

第2 準貴重図書

- 1 貴重図書に指定されたものを除く刊本のうち、各

時代又は各著者の代表的著書の初版本、限定本又は稀少なもので、文化史的価値を有するもの

- 2 貴重図書に指定されたものを除く写本のうち、類書が稀少で文化史的価値を有するもの、又は原典の欠失によって他に代用できない部分を有するもの
- 3 名家自筆のものを除く稿本及び書簡の類のうち、文化史的価値を有するもの
- 4 貴重図書に指定されたものを除く公の記録、若しくは公の文書の原本又はこれに準ずるもの
- 5 貴重図書に指定されたものを除く錦絵、版画、双六、拓本、古地図及び図版その他1枚もののうち、文化史的価値を有し、かつ退色又は損傷のおそれのあるもの
- 6 特定の集書として一括して取扱うことによって資料的価値を生ずるもの
- 7 欠本によって集書としての価値を失い、かつ補充の極めて困難なもの
- 8 貴重な文化財を複製等の方法により再現したもので、文化史的価値を有するもの
- 9 装訂又は印刷の面で、特に歴史的意義の深いもの
- 10 板木、活字等で、印刷文化史上特に価値を有するもの

こうした貴重図書及び準貴重図書の利用は、当然のことながら通常の図書とは異なる扱いとなり、その扱いを定めた規定に該当するのが次の「関西大学図書館利用規程」の第11条である。

関西大学図書館利用規程

第11条 第8条第5号に規定する図書（※）の閲覧を希望する者は、所定の願書により、あらかじめ図書館長の許可を受けなければならない。

2 学生が前項の図書の閲覧を希望するときは、願書に指導教育職員の認印を受けなければならない。

※第8条 図書は、次の7種に区分する。

- (1) 第1種 普通図書
- (2) 第2種 雑誌類
- (3) 第3種 参考図書類
- (4) 第4種 特別コレクション
- (5) 第5種 貴重図書及び準貴重図書
- (6) 第6種 AV・マイクロ資料類
- (7) 第7種 電子資料類

そして、実際の図書館職員による利用申請への応対は、具体的には次の通りマニュアルで定められている。

ア 閲覧手続

閲覧は、資料保存の観点から、マイクロ資料による利用を原則とする。メインカウンター係がこの事務を担当する。
[受付時の留意点]

- マイクロではなく、あえて現物を見たいという申し出があれば、現物を見てもらう。
- マイクロ化されているものについては、事務室内のカード目録でナンバーを調べ、申請書にメモしておく。(マイクロ化されている資料については、別記項目「特別閲覧手続が必要な図書資料一覧」参照)
- 閲覧日時は、あらかじめ「貴重書・準貴重書閲覧願」で利用者に指定してもらおう。閲覧日の3日前ぐらいまでに提出してもらおうようにする。
- 内藤文庫の出納は内藤文庫リストでナンバーを確認の上、学術資料課の担当者へ依頼する。

このように、関西大学図書館における貴重図書は、資料保存を重視する観点から、即座に現物を利用者に提供するのではなく、まずマイクロ資料による利用を勧めており、そうした利用形態を実現するため、関西大学図書館では以下述べる通り、貴重図書のマイクロ資料化が随時進められている。

2. 関西大学図書館における貴重図書マイクロ化の経緯

本学図書館における貴重図書等のマイクロ化作業は、昭和57年(1982年)6月から始まったが、毎年行う作業として位置づけられ、本格的に実施されるようになったのは昭和61年(1986年)10月からであった。昭和61年10月14日(火)の図書館課長会記録によると、「赤旗」戦後創刊号を新規購入したのに伴い、和書を優先しつつ、近世文書、貴重図書、準貴重図書、その他の順にマイクロ化を進めることが決定されている。昭和61年度におけるこのマイクロ化作業の予算は200万円。以降、毎年ほぼ同程度の予算を取って、順次マイクロ化作業を行ってきた。

平成17年3月現在のマイクロ化作業の進捗状況は次の通りである。

(1) 貴重図書

和漢書及び洋書の貴重図書は新規受入分を除き全てマイクロ化完了。ただし、大きさ等の理由により未撮影のものが一部含まれている。

(2) 準貴重図書

和漢書の準貴重図書は新規受入分を除き全てマイクロ化完了。洋書のマイクロ化はまだ行っていない。従って、洋書の貴重図書のマイクロ化が完了した後、洋書の準貴重図書を順次進める予定である。なお、貴重図書と同様に大きさ等の理由により未撮影のものが一部含まれている。

(3) 近世文書

内藤文庫、奥家、鍋釜家、西田家、佐々木家、谷川家、末永先生委託文書についてマイクロ化が完了している。ただし、平成5年以降、近世文書の整理が滞っているためマイクロ化はストップしている。

(4) 個人文庫

岩崎美隆文庫、五弓文庫、増田渉文庫書簡類、内藤文庫総集類についてマイクロ化が完了している。

(5) その他

赤旗、芝居番付目録、唐詩選についてマイクロ化が完了している。

このマイクロ化作業で使用したフィルムの種類は全て35mmのモノクロフィルムである。その材質については、平成4年度(1992年度)までに作業を行ったもの(リール番号和1~671、洋1~32)はTAC(セルローストリアセテート)ベース、平成5年度(1993年度)以降に作業を行ったもの(リール番号和672~、洋33~)はPET(ポリエチレンテレフタレート)ベースとなっている。

本学図書館が作成しているこのマイクロ化したフィルムは、市販マイクロフィルムを収めているマイクロサーバーではなく、地下2階の電動書架に保管されているが、近世文書のマイクロフィルムについては、同じ電動書架ではあるが近世文書に並べて当該マイクロフィルムが保管されている。しかし、それらには全て図書番号が付与されておらず、また、目録情報の提供も関西大学のOPACであるKOALAを含めて全くできていない状況である。従って、本学図書館が作成したこれらのマイクロフィルムは、厳密に言うと未整理の状態にあると見做すことができ、現段階の所管部署は整理業務を担当する学術資料課にあると考えられるのである。事実、昭和61年10月14日付の図書館課長会議に提出された資料である「所蔵資料のマイクロ化について(昭和61年度計画案)」には、「収集整理課(注.学術資料課の前身

である課)においてマイクロ・フィルムを整理する。」という一文が記載されている。

また、これらのマイクロフィルムの経理的な取り扱いも極めて曖昧なままとなっている。本学図書館所蔵資料に振られる図書番号が付与されていないことは前述したとおりであるが、これはおそらく当初消耗図書扱いにする予定であったことが影響していると推測される。昭和63年5月25日(水)の図書館課長会議記録によると、それまでに購入し受け入れたマイクロ資料は図書館図書管理規程第6条に基づいて消耗図書として計上してきたが、財務当局から蔵書統計上疑義があるとの指摘を受けたとの記載がある。そこで、当時の運営課長及び収集整理課長からマイクロ資料を資産図書として受け入れたい旨提案されたのだった。しかし、その一方で、「自家生産(貴重書のマイクロ化等)のマイクロ資料は、従前どおり消耗扱いとする方向で検討する」とされており、恐らくはそれ以降現在に至るまでこの件について結論が出されていない状態であるものと思われる。

3. 検討課題

(1) 経理的な取り扱いについて

2. で述べたとおり、現在、貴重図書等のマイクロフィルムは資産図書扱いとすることがはっきりとは定められていない。しかし、購入したマイクロ資料のみを資産扱いとし、貴重であるからこそマイクロ化作業を行ったはずのその産物たる貴重図書マイクロフィルムが消耗品として扱われるというのは、取り扱いにおいて整合性を欠くと言わねばならない。速やかに自家生産のマイクロ資料を資産扱いにし、取り扱いを一元化することが望まれる次第である。

自家生産のマイクロフィルムを資産扱いとすることが本学図書館において確認された場合、当然のことながら資産図書にふさわしい取り扱いに変更しなければならない。関西大学の資産の取り扱いについては、「学校法人関西大学経理規則」及び「学校法人関西大学固定資産及び物品管理規程」で定められているが、本学図書館の所蔵資料については「学校法人関西大学固定資産及び物品管理規程」第2条の「別に定めのあるもののほか」に基づいて「関西大学図書館図書管理規程」によって管理されている。そして、この図書管理規程に従うならば、規程第16条により図書番号を振った上で資産図書台帳に記載

しなければならない。その際、取得価額は規程第18条第1項第3号により自家製作のものとしてその製作費から算出することとなる。また、図書と同様に規程第19条に基づき現物照合が求められ、更に規程第23条に従ってきちんと整理した上で利用者へ目録情報を提供できる環境の整備が必要となってくるであろう。

(2) マイクロ化作業の趣旨について

平成14年度から始まった電子展示事業に伴って、図書館所蔵資料のデジタルデータ化が実施されている。しかし、このデジタルデータ化が果たしてこれまで実施してきた貴重図書等のマイクロ化作業といかなる関係を持っているのかについては、必ずしも明確にはされていない。こうした疑問を解消するためにも、本学図書館が実施してきたマイクロ化作業の趣旨を見直しまたは再確認する必要があると考える。

自家生産のマイクロ化作業を開始したことの趣旨は、記録によれば「保存に[支障を]きたすため」となっている。確かに、マイクロ化の発端となった「赤旗」戦後創刊号は劣化がかなり進んでおり、乱暴な取り扱いをした場合には破損する恐れが認められる。

では、継続的に実施するようになった本学図書館のマイクロ化作業は当初どのような趣旨で始まったのかということ、図書館課長会(昭和61年10月14日開催)記録によれば、「保存に[支障を]きたすため、これ[[赤旗]]を含めてマイクロ化をはかるものになりたい」となっている。この記述を敷衍すると、直接利用を認めると破損する恐れがある資料をマイクロフィルムという別媒体に変換することで、保存に支障をきたすことなく実質的に同一資料を利用者に提供するために始まったと解することができる。しかし、もしそうだとすると、デジタルデータという別媒体が存在し、マイクロフィルムと同様に保存に支障をきたすことなく実質的な同一資料を利用者に提供できるのならば、あえてマイクロ化作業を行う必要はないのではないかという解釈も生じることになるだろう。

そこで、こうした解釈との整合性を取るため、このマイクロ化作業を単なる代替利用手段の提供という趣旨から、広義のバックアップ作業という趣旨へと再定義したいと考える。きちんと整備された貴重図書室でどれほど万全を期して保存に留意していたとしても、先の阪神・淡路大震災における貴重図書

の被害からも分かる通り、たとえ貴重書庫に保管されていようとも、常に破損・紛失の恐れに晒されていると考えなければならない。即ち、危機管理の観点から、貴重図書等のマイクロ化作業をリスク回避のためのバックアップ作業と位置づける訳である。

この趣旨の再定義の結果、どのような取り扱いの変更が生じるかという点、実質的な変更はそれほど生じない。貴重図書等の代替利用はこれまで通り認められ、複写のサービスも継続される。ただし、これまではこうした代替利用は目的として位置づけられていた訳であるが、趣旨の再定義の結果、代替利用はバックアップ作業の結果として生じた副産物として位置づけ直されることになる。その結果、図書館におけるマイクロ化作業及びその隣接業務との関係が明確化されることになり、自家生産マイクロフィルムのデュープ作成をどうするか、また、デジタルデータ化が本学図書館にとって、特にマイクロ化作業との関係においてどのような意味を持つのかといった問題を、確固たる視座を獲得した上で検討することが可能になると考える。

(3) カラーマイクロフィルムへの切り換えについて

これまで進めてきた貴重図書等のマイクロ化作業の結果作成したのは全てモノクロのマイクロフィルムであった。これは、マイクロ化の対象が文字情報を持つものであり、当時の技術水準では「文字ということ考えたときに、通常カラーフィルムでは解像しないというところがあり」「なかなかできなかった」(野中治「カラーマイクロデジタルアシスト」『人文学と情報処理』No. 30) ことがその理由であったと考えられる。しかし、その後の技術発達により、カラーマイクロフィルムでも文字の読み取り性能においてモノクロマイクロフィルムにはほぼ匹敵する解像度を有するまでに至っており、金澤勇二氏が言うように、「現在カラーマイクロは古文書など貴重書に多く使用されていますが、これからますますカラー情報の撮影が多くなるとわれ」(金澤勇二著『マイクロ写真の基礎Q & A』(社団法人日本画像情報マネジメント協会) 54頁) るのである。米国国立公文書館A. Calmes氏のデータによると、カラーフィルムは保存状態さえ整えれば250年持つものであり(岡本昌也「富士写真フィルム株式会社情報システム部主席」「情報資産の長期安全保存について」2003年6月20日講演のPowerPointレジュメ5頁)、保存機能においても十分モノクロフィルムの代替を果たし得る。以上のこ

とから、本学図書館としても貴重図書等のマイクロ化作業においてカラーマイクロフィルムの導入を検討すべき時期に来ていると考える。特に、貴重図書等のマイクロ化作業をバックアップ作業と再定義した場合、オリジナルにより近いのは、言うまでもなくカラーマイクロフィルムである訳であるから、その意味からもカラーマイクロフィルムへの切り換えは望ましいと言えるのである。例えば、本学図書館が所蔵する廣瀬本萬葉集については、既に岩波書店から『校本萬葉集』において影印本が刊行されているが、それはモノクロであるため、よりオリジナルに近いカラーマイクロフィルムによるマイクロ化は十分意義のある事業であると見做し得るであろう。

ただし、その切り換えにあたっては、利用者環境をどのように整えるのか、貴重図書等を悉皆的にカラーマイクロ化するのか、コスト増の問題をどうするのか、といった課題をクリアする必要があると思われる。

(4) 利用者環境の整備について

マイクロフィルムを閲覧するための機械であるマイクロリーダーは、現在、総合図書館に8台、高槻図書室に2台設置されている。しかし、その内、総合図書館の5台は生産中止機種であり、また、16mmカートリッジが使用できる機種は2台しか存在しない。今後、利用者の増大が見込まれるのであれば機種・台数構成も含めて検討する必要があると考えられる。特に、カラーマイクロフィルムの購入もしくは自家生産ということが具体化されるのであれば、現在の環境では不可能なカラーによるプリント出力環境を整えることが要請されるであろう。

(5) 目録情報の提供について

整理が済んだ貴重図書等は本学図書館の検索システムであるKOALAで検索可能となっているが、貴重図書のマイクロ化作業の結果できあがったマイクロフィルムについては、KOALAも含めて全く目録情報を利用者に提供できていない状況にある。早急に整理を行った上で目録情報を利用者に提供できる環境を整備する必要があると考える。その際、当該貴重図書のデータについても「マイクロフィルムあり」という注記データが付加されることが望ましい。

(6) 運用について

そもそも本学図書館の貴重図書等のマイクロ化作業は、「赤旗」戦後創刊号を購入したことが発端であった。その「赤旗」戦後創刊号の状態を確認して

みると、確かに劣化がかなり進んでおり、乱暴な取り扱いをした場合には破損する恐れが生じている。にもかかわらず、現在現物の「赤旗」は通常の利用ができる取り扱いとなっており、マイクロフィルムを代替利用させる扱いとはなっていない。これは元々のマイクロ化作業の趣旨に反するものであると思われ、こうしたマイクロ化されている劣化した資料については、貴重図書と同様に原則としてマイクロフィルムを代替利用させ、原本利用は申請手続を経た上で認めるよう取り扱いを変更すべきであると考えられる。

(7) 近世文書について

前述した通り、近世文書のマイクロ化については、整理が滞っているため現在ストップしたままとなっている。この近世文書のマイクロ化を今後進めていくのかどうか、もし進めていくとするならば、どのような体制を整えるべきかを検討する必要がある。

(8) 今後のマイクロ化作業について

これまで貴重書庫にある貴重図書を中心にマイクロ化作業を毎年予算が許す分だけ進めてきた。そして、新規受入分及び準貴重図書を除く貴重図書のほぼ全てのマイクロ化が終了した現在、今後の経年的なマイクロ化作業は新たに購入した貴重図書を中心にして進められると考えられる。しかし、関西大学図書館にはそうした経年的なマイクロ化作業になじまない、次に掲げるかなりのボリュームを持つ準貴重図書扱いの資料があり、それをいかにマイクロ化するかが大きな課題となっている。

- ①内藤文庫 ……………約33,000冊
- ②中村幸彦文庫（和書・漢籍等の和装本）
……………約16,000冊
- ③大阪文芸資料 ……………約11,000冊

また、こうした準貴重図書扱いの資料以外にも、内容面及び運用面の双方から準貴重図書扱いに変更することが望ましいコレクションとして

- ④長澤文庫 ……………約30,000冊
- ⑤極東国際軍事裁判資料

があり、当然、これらについてもマイクロ化されるべきであろう。

なお、平成4年までに作製したTACベースのマイクロフィルムについては、保存性の面で問題があるため、いずれPETベースによるデュープフィルムの作製が中長期においては検討されなければならない。その再作製の対象となるリール数は総計705リールにも上っている。

では、こうした資料のマイクロフィルム化はどのようにして進めていくべきなのであろうか。現行予算で経年的に進めていようとすると、10年以上かかってしまう。しかし、担当者の問題や関西大学における事業期間（中期計画は4年、長期計画は8年）を考慮に入れると、ひとつのプロジェクトは長くても3～5年で完了させることが望ましく、安易に経年的なマイクロ化作業に回付するのは決して良策とは言いがたい。

そこで上記①から⑤までのコレクションのマイクロ化については、次のような新たな対処策が検討されるべきである。

(a) 出版業者とのタイアップ

検討されるべき最初の対処策は出版業者とのタイアップ方式によるマイクロ化作業である。図書館創設100周年記念事業、あるいは、極東国際軍事裁判100周年記念事業等の機会に必要な予算措置を取り、販売を目的とする出版業者との共同事業を目指すことで、コストを抑えると同時に比較的短期間による事業の完結が期待できる。

(b) デジタルデータ化による代用

次に考えられるのは、広い意味でのバックアップという視点から、マイクロ化を一旦後回しにし、コスト的に有利なデジタルデータ化を優先するという対処方法である。特に⑤についてはWebでの公開に馴染む資料であると考えられ、そうした観点からもむしろマイクロ化よりもデジタルデータ化が望まれているとの判断が成り立ち得る。

これからのマイクロ化作業の担当者及び担当課に望まれるのは、単純に貴重図書だからといってルーティン的にマイクロ化作業に回すのではなく、それぞれの資料の特性を考慮しつつよりコストパフォーマンスの高い手法を開発しようとする姿勢である。以上のような対処策を適宜採用することで、限られたマイクロ化作業のリソースをより有意義に活用することが可能になるだろう。

貴重図書保存の観点から、マイクロフィルム化を始めとする貴重図書の代替利用メディア化作業は今後とも関西大学図書館が継続すべき重要な事業の一つであると考えられる。その際、メディアとしての安定性等の理由から、バックアップメディアとしてのマイクロフィルムの位置づけは揺ぎ無いものであると

思われる。しかし、バックアップメディアとしてではなく、貴重図書閲覧利用にあたっての代替利用メディアという視点からすると、デジタルデータ化されたメディアに較べて必ずしも全ての面で優っている訳ではない。即ち、マイクロフィルムにおいては、

- ① 利用できる場所がマイクロリーダーの置かれている当該所蔵機関に限られる。
- ② 図書に較べると省スペース化が図られているけれども、それなりの収納スペースを必要とする。
- ③ モノクロマイクロフィルムと同等レベルのカラーマイクロフィルムの出力環境が整っていない。

といった制限事項が存在している。一方、デジタルデータ化された場合にあつては、

- ① Web上に公開されれば閲覧場所が当該所蔵機関に限られるという制約がなくなる。
- ② サーバーにデータを格納するという方法を採用すると、サーバー機器以外の収納スペースが不要となる。CD-RやDVD-Rといったメディアを使用した場合でも、マイクロフィルム以上の省スペース化が図られる。
- ③ カラープリンタに繋げるだけで、カラー化されているデータの出力環境が整う。

というようにマイクロフィルムにみられた制限事項が解消されており、こと閲覧利用という観点からするとデジタルデータの方が圧倒的に有利であることは否定できない。その結果、今後の貴重図書の閲覧利用を考えた場合、代替利用手段としてはマイクロフィルムではなくデジタルデータにシフトしていくことが予想されるのであるが、ではもしそうした事態が一般化した場合、果たして貴重図書のマイクロフィルム化という作業は一体どのような位置を占めることになるのであろうか。

どれほど複製技術が発達し、現物とほぼ変わらないレベルの代替利用メディアが開発されたとしてもオリジナルを利用することの意義は今後とも失われることはない。また、代替利用メディアとしてデジタルデータがこれから普及するであろうことは前述の通りである。従って、マイクロフィルムは通常の利用に伴って生ずる破損リスクではなく、震災や火災等の最大レベルの破損リスクに対応するためのバックアップメディア、即ちアーカイブメディアとして位置づけられることになるであろう。

既に多くの論者により指摘されている通り、デジ

タルデータという形態で情報資産を長期に渡って保存することは大きなリスクを抱えることを意味する。次に引用するのはデジタルデータが孕んでいるその問題点を如実に示した一文である。

たとえば、数年前にNASAのジェット推進研究所の科学者が、1976年のバイキングの火星探査のテープを読もうとしたときのことです。慎重に保管されていたので、状態は良好に見えました。テープの10~20%のデータがなくなっているのがわかり、研究者はこの災難をなげきました。

しかし、保管メディアの脆さより大きな問題となるのは、コンピューターのハードウェアやソフトウェアのライフサイクルがとても短いことです。紙の書類や従来の音楽テープ、ビデオテープのように情報を最初から最後まで連続的に記録するメディアと異なり、コンピューターはデータをデジタルで保管します。情報を電子や磁気で1と0の配置にすることにより、デジタル技術は非常に小さいスペースに膨大な量のデータを保管し、アクセスを簡単にしました。しかし、ソフトウェアやハードウェアがなければ、デジタル情報だけでは何の役にも立ちません。

時限爆弾。ワードパーフェクト4.0を変換するためのソフトウェアを探そうとしたコンピューターユーザーには、既によく知られた問題です。官公庁や産業界においては、この問題はもっと大きくなってしまいます。官公庁の数年間分のデータを記録したDecテープやユニバックのドライブは、フォートランⅡのようなプログラムを使用していたために、消滅してしまいました。誰かがその情報を見ようとしないうちに、データが読取不能になっていることを保管担当者が見つけれないことがしばしばおこります。

デジタルライブラリー連盟(Digital Library Federation)の理事であるドナルド・ウォーターズ氏は、この問題を“未来に影響をおよぼす時限爆弾”と呼んでいます。

データ消滅の問題は既に表面化してきています。ウォーターズ氏自身も数年前にこの問題に直面しました。それは、エール大学図書館の職員として、2000冊の本のマイクロフィルムを光ディスクに変換するプロジェクトを行ったときのことです。プロジェクトも半ばに到達したとき、彼の使用していたソフトウェアのバージョンが古くなり、簡単にディスクが読めなくなりました。現在ミシガン州立大学にいるマーガレット・ヘッドストローム氏は、ニューヨーク州の公文書館で、国内の土地の使用状況の地図に記録した1960年代のテープを開くことができませんでした。もっと規模の大きいものでは1970年代に撮影された、森林伐採計画を決定付ける、地域にも世界的にも重要なデータであるブラジルのアマゾンの衛星写真も、判別不能になってしまいました。

(『U. S. News & World Report』2/16/98(コダック株式会社))

このように、貴重図書のデジタルデータ化は閲覧利用の代替メディアとしては有用ではあるけれども、それをそのまま信頼性の高いアーカイブメディアとするのは非常に危険であると考えられるのである。

その意味で、今後、閲覧利用にあたってはデジタルデータが主流になったとしても、アーカイブメディア作成というマイクロフィルム化作業の意義は失われることはなく、貴重図書を扱う限り永続すべき事業としての位置づけは揺るがないものと思われる。

[参考文献]

[図書]

- 金澤勇二著『マイクロ写真の基礎Q and A』（日本画像情報マネジメント協会）2002年5月20日初版発行
- 後藤公明著『マイクロ写真入門』（日本画像情報マネジメント協会）平成13年6月1日発行
- 中沢俊一著『マイクロフィルミング——文書編』（産業能率短期大学出版部）昭和52年6月20日初版発行
- カール・E. ネルソン著、小山一平訳『マイクロフィルムハンドブック』（ラテイス）昭和46年7月15日第1刷発行
- 『マイクロフィルム保存の手引 大切なマイクロフィルムのために是非知っておきたい』（日本画像情報マネジメント協会）1997年10月
- 吉田勉著『マイクロ写真—フィルムワークへの手引き—』（日刊工業新聞社）昭和38年11月20日初版

発行

- William Saffady 著『デジタル化時代のマイクロフィルム 文書のライフサイクルにおけるマイクロフィルムの役割 最良の実践についてのQ & A』（日本事務機械工業会マイクロ写真部会）2001年11月4日初版発行

[論文]

- 岡本昌也〈富士写真フィルム株式会社情報システム部 主席〉「情報資産の長期安全保存について」2003年6月20日講演のPowerPoint レジューメ
- 木村裕文「写真ライブラリへの挑戦——マイクロフィルムの活用を一般化させるために——」『月刊 I M』 Vol.42, No.2 2003年2月号
- ジャック・スコット「記録の保存及び保存用記録媒体に関する考察——保存する記録の検討はついた。必要な決定は、こうした記録をどの媒体に保存するかである——」『月刊 I M』 Vol.42, No.4 2003年4月号
- 野中 治「カラーマイクロデジタルアシスト」『人文学と情報処理』 No.30
- 村上正志「国立国会図書館における資料保存の現状と課題」『月刊 I M』 Vol.40, No.9 2001年9月号
- (わたべ しんたろう 閲覧参考課)